

委員および一般からのご意見

委員から流域委員会への意見、指摘（2006/10/15～11/22 第10回住民参加部会以降）
委員からの意見はありませんでした。

一般からの流域委員会へのご意見、ご指摘（2006/10/15～11/22 第10回住民参加部会以降）

No.	発言者・所属等	受取日	内容
728	細川ゆう子氏	06/11/22	「河川管理者よ！住民だって泣いている」が寄せられました。別紙728-1をご参照下さい。
727	自然愛・環境問題研究所 総括研究員 浅野隆彦氏	06/11/20	「幻の水需要＝水利権台帳における不備＝」が寄せられました。別紙727-1をご参照下さい。
726	関西のダムと水道を考える会 代表 野村東洋夫氏	06/11/17	淀川水系流域委員会休止に関連した意見書が寄せられました。別紙726-1をご参照下さい。
725	本多俊之氏	06/11/17	「住民参加のさらなる進化に向けて(案)についての意見」が寄せられました。別紙725-1をご参照下さい。

受付配付資料

公開会議にてすでに配布済みの下記のご意見については、資源節約の観点から「受付配付資料」として受付にて配布しています。ご希望の方は受付にてお受け取りください。

一般からの流域委員会へのご意見、ご指摘（第52回委員会（2006/10/10）以降）

No.	発言者・所属等	受取日	内容
724	宇治・世界遺産を守る会 代表世話人 須田稔氏	06/11/08	「淀川水系流域委員会休止に対する抗議および委員会継続と新委員選任要請等に係る国土交通大臣と近畿地方整備局長への文書」が寄せられました。別紙724-1をご参照下さい。
723	酒井隆氏	06/11/02	ダムフォローアップに係わる資料が寄せられました。別紙723-1をご参照下さい。
722	リバープロジェクト 木村俊二郎氏	06/10/25	「会議傍聴について」が寄せられました。別紙722-1をご参照下さい。
721	福本和夫氏	06/10/18	「淀川大堰の設置によって生ずる塩水遡上と水質汚染、環境問題について」が寄せられました。別紙721-1をご参照下さい。
720	福本和夫氏	06/10/18	淀川大堰開門建設に関するご意見が寄せられました。別紙720-1をご参照下さい。
719	近藤ゆり子氏	06/10/18	利水（木曽川水系フルプラン問題の継承）に関するご意見が寄せられました。別紙719-1をご参照下さい。

河川管理者よ！住民だって泣いている

尼崎市 細川 ゆう子

淀川水系流域委員会を2月から休止すると言う。大変落胆させられた。はっきり言って、言葉では言いつくせない思いだ。だがそれは、私よりもっとやりきれない思いの方が他にたくさんおられると思うので、あえて言わない。なぜなのか。いろいろと聞くけれど、つまり淀川の河川整備について河川局での基本方針の審議が滞り(わざと進めていないの?)、近畿地方整備局が河川整備計画案を流域委員会に示すことができないので、流域委員会はそのあいだ休んでもらうのだそうだ。休むんなら、休んだときの委員に続けて審議してもらわないと困ったことになるでしょう? 原案が出たのに、そのとき今までとは違う人がまったく違う意見を言ったら、混乱するでしょう。それとも、違う意見を言われるのを予測して、その方々にあわせた原案を作るようにするのかな? 器用なものですな。

これは、現淀川水系流域委員会の実質上の解散ということだけではない。河川法改正以来、河川管理者が目指してきた「新たな河川整備計画づくり」が、長良川河口堰以前の、住民と河川管理者が対立し河川整備が行き詰ってしまう、不幸な時代に逆行してしまうことになる。それを河川管理者が選択すると宣言したも同然なのだ。この状況に一番とまどい悲しんでいるのは、他ならぬ現場の河川管理者だろう。淀川では、流域委員会が始まってからずっと河川管理者と議論しあい、河川管理者は、より緊急性の高いもの、できることは、実際に調査検討・実施までやってきてくれた。

9月25日読売新聞日刊の「堤防強化」についての記事によれば、浸透の安全基準を満たしていない堤防の調査は対象区間10,204kmのうち、平均で6割弱しか進んでいない。江戸川でも80%なのに、淀川水系の川は100%だ。「さすが淀川水系の河川管理者はすごい」と我がことのように誇らしかった。実際そのおかげで、私の住む地域はデルタ地帯で一か所でも破堤すれば大災害になるところだが、一番破堤の危険のある箇所は去年度すでに堤防強化を実施してもらえた。地域の人たちはとても喜んでいる。絶滅危惧種の保護対策や外来種対策も、最優先で進めてくれている。琵琶湖の固有種を守るために、住民とともに河川管理者が休みを返上して、稚魚が琵琶湖に戻るように水路を手掘りで掘ってくれた。淀川のワンドも、つくったものが機能するように試行錯誤をくり返してくれている。猪名川では、対話討論会がきっかけで「猪名川クリーン作戦」の実行委員会が立ち上げられ、住民といっしょに多くの河川管理者が、猪名川の清掃に参加してくれた。河川整備計画などでできていなくても、河川管理者はせいっぱいできることに取り組んでくれたし、住民はむしろその方が助かっている。河川管理者だって大変だっただろうけれど、住民と対立するより、住民に喜んでもらえる実感がある方が、やりがいもあったんじゃないかな。少なくとも、私は楽しかった。流域委員も河川管理者も庶務さんも傍聴者もみんなでいっしょに「新たな川づくり」の夢を共有できて。

河川整備計画ができないと川づくりが動かないと思いついてるのは、現場を知らない人たちにちがいない。淀川水系の河川管理者は、流域委員会に責められるからではなく自らの意思で仕事をしてきた。流域委員会の意見を聞き、住民の声に耳をかたむけ、現場の判断で川づくりに取り組んできたのだ。それが、住民にとってもありがたかった。今多くの住民が、川づくりが変わることを期待して、それぞれに川に関わる活動を始めている。河川整備計画ができていないことなど、気にする人はいない。自分たちがいっしょうけんめいに働かないでいて「現場が先行するのは困るから、止めてしまえ」というのは、なんとでも情けない。自分がそこまで働きたくないなら、せめて現場の判断を信用すべきなんじゃないか。

部下を信じられない上司なんて、悲しいじゃないか。不況の中、倒産の危機から立ち直った企業は、社員一人ひとりの能力を引き出すことに成功している。トップダウンでしか動けない企業は生き残れない時代だ。上司が部下を信用せず、あくまでトップダウンで事を進めようとする組織なんて、滅びるしかないじゃないか。国土交通省河川局だけは、変わってくれると信じてきたのに。本当に悲しい。

このまま流域委員会を休止して、流域委員の意見を聞かず、住民の声にも耳をかたむけず、現場の判断も信じずに河川整備計画を策定するのなら、河川一つ一つの実情にあった、その川を愛する住民の納得のいく計画になるはずがない。河川管理者が、長良川河口堰以前のトップダウンの整備計画作りのやり方に戻すのなら、住民も覚悟して受けて立つしかない。愛する川のために、愛する地域のために。納得できる計画に変えてもらえるように住民運動で対抗するしかない。

河川管理者の多くは、住民運動をする人間につらい思いをさせられてきただろう。けれども、住民の目だってふし穴じゃない。今目の前にいる河川管理者が立場上そこにいるだけで、本当に対立した考えを持っている人間は別にいることなど、百も承知だ。その人たちしか姿を見せてくれないから、しかたなしに仮の敵としているに過ぎない。責めながら、相手も仕事で気の毒だと思っている。だけど、こちらだって成果が上がるとは限らない反対運動のために多くの住民を巻き込んでいる。協力してくれる人々を失望させるわけにはいかない。誰よりも声高に、河川管理者を親の仇のように責めなければ、人はついてきてくれない。心の中で、気の毒に思うことしかできない。責められる河川管理者もたまらないだろうが、住民だって、悲しみを秘めて戦ってきたのだ。淀川水系流域委員会ができて「これからは新しい形で河川整備計画に関わることができる。河川管理者を責めずにすむ」と、住民運動で戦ってきた多くのひとたちが期待を持ったことだろう。今、全国でその人たちが泣いている。痛みを感じずに、人を責める人間などいない。

(なんだか、流域委員会向けの意見じゃなくなりました。すいません)

今本委員長の「堤防強化を急ぐべき」との提言は、たびたび水害に見舞われた歴史を持つのに堤防が高くなって水害の記憶が遠ざかり、結果町に人が住みすぎて、実は砂だらけのもろい堤防が洪水から地域を守る唯一の砦である地域の住民にとって、待ち望んだ治水論だった。去る8月22日、記録的な集中豪雨により、私の地域は、かねてから心配したとおり、内水によって床上を含む浸水被害が起きた。これに堤防の破堤が加われば、輪中堤の中は壊滅的な被害になる。しかも、他より低く真っ先に越水するのに、高くすることも厚くすることも不可能な場所がある。流域委員会休止といっしょに、対越水堤防も立ち消えになるのではないかと心配で仕方がない。流域委員会で学ばせてもらったからこそ、私は地域を見直し、愛する地域のためにやらねばならないことに出会った。教えてくださった委員の先生方、河川管理者の皆さん、先輩の住民運動家の方たちに感謝している。しかし河川整備計画がいつできるにしても、納得のいくものにならないと予測できるなら、今から準備を始めるしかない。今までいっしょに「新たな川づくり」をめざしてくださった皆さん、ありがとう。私は「ハイブリッド堤防」をめざして住民運動を始めます。どうか、心の内はお察しください。(泣いてるよ)

今、地域の方に自分の考えをぶつけてみようかと集会を計画している。今本先生に基調講演をしていたら予定だ。河川管理者の中にさえ誤解している人が多いけど、今本先生の考えは決して「脱ダム」ではない。防災研究所の所長として災害現場に何度も立ち会って「何とかこの悲しみを止めたい。破堤の輪廻を止めたい」とやむにやまれぬ思いから今の「真の治水論」に行きついたに過ぎない。それを住民に伝え、地域を見直すきっかけにしてもらおうつもりだ。次の委員会までには案内を準備します。ダムを離れた今本先生の治水論を聞きたい方、阪急園田にお気軽にいらしてください。

『幻の水需要』

= 水利権台帳における不備 =

'06-11-20.

自然愛・環境問題研究所

総括研究員 浅野隆彦

A. 慣行水利権の怪

昨年より伊賀市内の水利関係調査に着手した。その中で最も強く印象づけられたのは、「慣行水利権の怪」であった。昭和42年の届出制度の発足に伴ない一斉に届けられた内容で、「慣行の始り」が「太化の改新時」としているのは、制度の形式だけの中身に対する皮肉とも思われ、「お笑い」であるが、問題は「かんがい面積」と「取水量」の「実態との乖離」であろう。届出当時から過大であったのみならず、現在に至っては「土地利用の変化」や耕作放棄、「廃業」などによる実質的な「取水廃止」が反映されず、40年間の農政の歴史から見て「将来需要の回復」は全く有りえない事からの「実態把握」も為されていず、「無いにも関わらず、台帳には有る」のである。変更や廃止も届け出る義務がない届出制度であるから、それを改訂するか、河川管理者が確認事務を行ない、制度の欠陥を補完しなければならない。

B. 許可水利権と慣行水利権の重複

調査の中で、この流水占用の実態を更に狂わせているものが見つかった。三重県としても「慣行水利権の許可化を進め、取水実態を的確に把握する事が出来るようにしたい。」としている。しかし、許可水利権に移行しながら、今もなお該当慣行水利権が「水利台帳」に残っているのはどうした事か？ 今年8月、服部川と柘植川での例を11件指摘し、県河川室の調査を求めた。11月16日、河川管理グループ担当者から『全ての調査は出来ていませんが、許可水利権(流水占用許可)申請時、慣行水利権との照合摺合せが出来ていないという根元的な原因があるようで、今後調査を

進め、水利権台帳の正確を期したいと思います。』と言って来た。私は『伊賀市内の県管理全河川は遅くとも18年度中に調査を終えられるよう。』要求して置いた。このような例は、河川管理制度の根元的な不備に因があるので氷山の一角と推察する。全国の河川で同じ不備が生じ、無い筈の「慣行水利権」が水利権台帳の中で幅を効かしているのである。このような「幽霊水利権」を早急に削除しなければ、「合理的な水利用」の達成は無理であろう。

こゝで1例を挙げ、恐らく全国の河川で同じ不備が繰り返っているであろう事を感じて頂こう。単位面積当りの水利権量が中部地方主要水系中、上位にあるという矢作川(やはぎがわ)である。

〔愛知県の許可水利権 268件 = 約12 m^3 、慣行水利権 390件 = 約29 m^3 (直轄除く) [国土交通省中部地方整備局 H17.4.25 発表〕

1件当りの平均取水量を計算し比べてみると、許可の方が $12/268 \approx 0.0447 m^3$ ・件、慣行は $29/390 \approx 0.0743 m^3$ ・件と倍近い取水量である。かんがい面積の違いがあるので一概には言えないが、慣行水利権者がもともと過大な取水量を主張してきた事はよく知られているところである。流域を走って観察して来たが、山地が多く広い耕地は限られている。最大の平野部は工場を含め市街地化が進んでおり、明治用水も水余りであろう。

現時点では詳細を掴んでいる訳ではないので、水利権者が多過ぎる感じがするとだけ申して置こう。

淀川水系流域委員会殿

私達（関西のダムと水道を考える会）は下記の質問書を河川管理者に提出しましたが、委員の皆さまや、流域委員会に関心を寄せておられる多くの方々にも知って置いて頂きたいと考え、委員会への意見書とさせて頂きました。

。。。。。。

布村近畿地方整備局長殿

淀川水系流域委員会は何故「休止」なのですか？

平成18年11月17日

「関西のダムと水道を考える会」

（代表）野村東洋夫

私達は淀川水系を、主として「利水」の角度から見ている市民グループで、これまで流域委員会に対しまして、この観点からの意見書を少なからず提出して来ましたが、従いまして流域委員会活動の中でも「利水・水需要管理部会」に特に関心を持っていますが、この部会では来年1月に貴局に提出する意見書作成のため、現在鋭意、審議が行われている所であり、10月31日に開催された第6回部会では「水需要管理に向けて」と題する報告書（案）が示されました。この中には淀川水系の利水について画期的とも言うべき斬新な提案が幾つも盛り込まれております。例えば総論的なものとしましては

- 1) 総合水資源管理制度の創設
- 2) 環境コスト負担制度の確立
- 3) ソフトソリューション

また、各論的なものとしましては

- 1) 丹生ダムの目的の一つである「異常渇水時の緊急水補給」に関連して、「琵琶湖補償水位」の利用や淀川大堰操作規則の見直し
- 2) 川上ダムに関連して、伊賀水道の新規利水についてのソフトソリューション

などです。

そしてこれらは河川環境を重視した河川法に沿うものであることは勿論のこと、淀川水系河川整備計画に深く関係するものばかりですが、この部会の本格的審議が遅れたこともあって、その内容の詰めは正にこれからであり、整備計画の早期策定のためには来年2月からの第3次委員会で、むしろ集中的に審議される必要があることは明白です。

にも拘わらず、新聞報道によれば貴殿はこの流域委員会を来年1月で「休止」とされており、私達は理解に苦しみます。

もし「休止」に拘られるのであれば、その理由を文書にて回答願います。 （以上）

住民参加のさらなる進化に向けて（案）についての意見

本多俊之（個人 大阪府在住）

重要な文書をまとめるにあたり困難な議論をされていることに敬意を表します。

11月15日の第10回住民参加部会・第5回意見聴取反映WG検討会合同会議において意見を述べさせていただきましたが、あらためて文書を提出させていただきます。

1. 河川整備計画に対する住民意見反映のしくみについて最初にまとめた文章がほしい。

文書を拝読すると、申し訳ないですがわかりにくさを感じます。その解消のためには、最大のテーマである「河川整備計画に対する住民意見反映（以下住民意見反映と略）のしくみ」の記述について工夫いただければと思います。

よく読むと「住民意見反映のしくみ」については、文意から汲み取り把握することができるように思いますが、はじめのほうにまとめた文章があればより理解しやすいと思います。

また、住民参加・意見聴取・意見反映などさまざまなことばが使用され、混然とした印象がありますが、「住民意見反映のしくみ」についての文書を先につけることで相互関係がわかりやすくなるのではないかと思います。

2. 住民意見反映のしくみについての意見

2-1. 全体について

住民意見の反映とは、計画当局すなわち行政に対し一定の拘束を与えることであると思います。「住民意見反映」のためには、なんらかの機関が決定権をもち、その結果を計画当局に指示する。住民と行政の協働で合意形成を図りながら進める。のふたつの方法が考えられますが、民主的な河川整備計画づくりを進めるためには、なんらかの権力を設定するのではなく、の方法がふさわしいと思います。

そこで、A より多くの住民意見をあつめるためにどうすればよいか。B 議論を通じ「社会の構成員みんなの合意」をすすめるためにはどうすればよいか。などの課題が出てくると思います。サイレントマジョリティー問題はAにかかわる課題として位置づけられると思います。全体につき、人数よりも議論がつくされ多様な意見が述べられることと議論過程の公開（透明性）が重要と思います。

なお、対話討論会などの手法はAの実現のためのものですが、文書の全体のバランスを見ると手法についての文章が多いように思いますので、この部分は各手法の利害得失について整理していただけたらと思います。

2-2. 河川レンジャー流域センターの役割について

住民意見聴取反映プロセスについて河川レンジャー、流域センターの有効性が述べられていますが、現在試行の河川レンジャーがどのような役割を担っているのかわかりませんので、この部分はよくわかりません。住民意見の聴取反映について一定の役割を果たすようにするためには、

住民参加や民主的な進め方について鍛えられた人材が必要と思います。

3. 住民意見の反映は多数決主義によらないこと

「住民意見の聴取反映」は、経済的利益や安全保障、生活保障などと違い従来のシステムではこぼれやすい課題を取り上げることに意義があると考えます。たとえば環境や伝統あるいはローカルな要求などの課題がそれにあたると思います。

したがって、住民意見を反映するにあたっては、既存のシステムの根幹である多数決主義によらないことが重要と思います。

以上